

# 兵庫県公報

令和2年1月31日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

選挙管理委員会告示	ページ
○ 令和元年9月22日執行猪名川町議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てに対する 裁決 .....	1

## 選挙管理委員会告示

### 兵庫県選挙管理委員会告示第5号

令和元年9月22日執行猪名川町議会議員選挙の当選の効力に関する審査の  
申立てに対する裁決

令和元年9月22日執行の猪名川町議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和2年1月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

裁 決 書

審査申立人  
川辺郡猪名川町猪名川台1-1-12  
中 西 典 章

上記審査申立人（以下「申立人」といいます。）が令和元年10月21日付けで提起した同年9月22日執行猪名川町議会議員選挙（以下「本件選挙」といいます。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決します。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する審査の申立てを棄却します。

審査の申立ての趣旨及び理由

#### 1 審査の申立ての経緯

- (1) 申立人は、本件選挙における候補者です。
- (2) 本件選挙において717票を得た申立人は、当選しました。
- (3) 本件選挙に立候補し、落選した石井洋二氏（以下「石井氏」といいます。）は、本件選挙における申立人の当選の効力に関し、令和元年9月24日付けで猪名川町選挙管理委員会（以下「町選管」といいます。）に対し、異議を申し出ました。
- (4) 町選管は、当選無効の決定を求めるとする石井氏の主張には理由があるとして同月30日付けで異議の申出を認容し、申立人の当選を無効とする旨の決定（以下「原決定」といいます。）をしました。
- (5) 申立人は、原決定に不服があり、原決定を取り消す旨の裁決を求めて、同年10月21日付けで当委員会に対し、審査を申し立てました。

#### 2 審査の申立ての理由

申立人は、令和元年5月31日、川西市清和台東4丁目（以下「清和台」といいます。）から猪名川町つつじが丘2丁目（以下「つつじが丘」といいます。）に転居し、同年8月1日より同町猪名川台1丁目（以下「猪名川台」といいます。）に転居しましたが、つつじが丘に転居して以降引き続き猪名川町内に住所を有しており、本件選挙の選挙人たる資格を有していたことは明らかであるから、当該資格を有しないとして申立人の当選を無効とした原決定を取り消すべきと主張しています。

その理由とするところを要約すると、次のとおりです。

## (1) 住所の解釈

住所の判断においては、「その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない（最高裁判所昭和35年3月22日第三小法廷判決）」ところ、原決定において、町選管は専ら申立人が起臥寝食をしている場所の認定に終始し、申立人の猪名川町内での取材活動について軽視しており、同判決に反しています。

## (2) 立証責任

高松高等裁判所平成29年1月31日判決によれば、「議員の被選挙権を否定し、議員たる地位をはく奪するという重大な効果を認めていることからみても、失職の要件の具備についてはこれを理由に処分を行う」機関が主張立証責任を負うものとされています。

申立人が猪名川町内に住所を有していないことが立証されていない以上、当選が有効である決定を下さなくてはならないにもかかわらず、原決定は、その立証がないまま申立人に不利な判断をし、申立人の当選を無効としているので、違法があります。

## (3) 令和元年5月31日から同年7月31日までの住所

申立人は、5月31日からつつじが丘に住む知人（以下「A氏」といいます。）の居宅で下宿しましたが、原決定は、専ら児童扶養手当に係るA氏の申立書を元に申立人の住居でなかったと主張します。しかし、A氏の申立書は3度提出され、内容が変遷しているものの、その理由については詳細な認定をしていません。

また、原決定の認定過程において、申立人の主張の整理が間違っていることから、判断についても、正確性を欠いたものです。

## (4) 令和元年8月1日からの住所

申立人は、8月1日に不動産賃貸借契約を締結し、猪名川台の建物の鍵の引き渡しを受けましたが、物件の鍵の引き渡しは、占有及び居住の開始と評価される事実です。また、光熱水量については適正な事実認定がされておらず、それらをもって猪名川台に住所がなかったと判断することは誤りです。

## 裁 決 の 理 由

当委員会は、町選管から審査の申立てに対する弁明書、申立人から町選管の弁明に対する反論書の提出を求めるとともに、関係先の現地確認、申立人への質問を行い、審理を行いました。その結果は次のとおりです。

なお、当委員会から、清和台、つつじが丘及び猪名川台の居宅における電気・ガス・水道の使用量（入手できる1年程度のもの）がわかる資料の提出を依頼しましたが、申立人からは提出されませんでした。

## 1 前提

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」といいます。）第9条第2項には「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定され、法第10条第1項第5号には「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されています。

したがって、申立人が本件選挙の被選挙権の要件を満たすためには、令和元年6月22日から同年9月22日までの間、引き続き猪名川町の区域内に住所を有する必要があります。

## 2 申立人の主張及び町選管の弁明

## (1) 申立人の主張

ア つつじが丘の居宅において、週3回から4回程度は夕食を食べ、1階で寝泊まりをし、月5万円の下宿代を支払っていました。

イ 申立人は、猪名川町内の様子取材し、記事として「いながわニュース」というブログ（以下「いながわニュース」といいます。）を投稿しており、令和元年6月から同年9月の間で月平均55回投稿しています。

ウ 猪名川町上下水道課等の公的機関から、つつじが丘の居宅へ申立人宛ての郵便物が届いています。

エ A氏の父親から「選挙に出るなら、家の前に看板をおいて掲げてもいいよ」という申し出を受けるなど、つつじが丘の居宅を本拠としていたことを前提として、応援してもらっていました。

オ 令和元年8月1日から猪名川台の物件に居住し、ここを中心に取材活動を行っていました。

カ 猪名川台の居宅において、水道は洗面とトイレ、シャワーぐらいしか使っていませんでした。9月以降は湯船につかる回数が増え、水道使用量が増えました。

キ 猪名川台への居住を開始した当時、外食等を中心とした生活スタイルであったため、ガスの使用の必

要性はありませんでした。

ク 猪名川町内の白金郵便局に、猪名川台に居住している旨を申告し、書面で手続を行っていました。

ケ 猪名川台においては、当選前はあえて近隣住民との訪問、交流を避けていました。また、ほとんど雨戸を閉めて住んでいました。

コ 猪名川台の居宅へ申立人を送迎したという申立人の知人からの陳述書があります。

サ 猪名川台の居宅における電気使用量は、令和元年8月1日から同年9月17日まで68kwhです。

(2) 町選管の弁明

ア A氏が提出した児童扶養手当に係る申立書は複数提出されていますが、その中に、「一度も宿泊の事実もなく6月については2回、長男の家庭教師として1時間半程度滞在したのみで、7月は一度も訪問していません。」「生活実態は中西くんにはなく」と記載されています。

イ 申立人は令和元年5月31日から同年7月31日まで運転免許証における住所変更を行わず、駐車場契約も清和台で締結したままで、新たに移転先の住所で駐車場契約を締結することはありませんでした。

ウ 申立人は、異議の申出に対する意見において、つつじが丘のことを「仮住まい」「短期間の下宿予定」と表現していることから、申立人自身主観的な定住の意思がないといえます。

エ 申立人は清和台の住所へ「ほぼ毎日訪れていたと思う」と述べており、また、宿泊することがあることも明言しており、荷物や資料、インターネット環境、駐車場も清和台に残っていることを認めています。

3 当委員会の認定事実

証拠、現地調査及び両当事者の主張の内容から、以下の事実が認められます。

(1) 申立人の住民登録

申立人は、住民票上、従前より清和台に住所を有していましたが、令和元年5月31日、清和台からつつじが丘に転入し、同年8月1日、つつじが丘から猪名川台に転居して、現在に至っています。

(2) 清和台の団地の状況

ア 清和台にある団地は、鉄筋コンクリート造集合住宅で、申立人は、平成24年から5階部分を区分所有しています。区分所有する面積は65.4㎡、4DKです。

イ 清和台における水道使用量については次のとおりです。

期 間	使用量
平成30年8月18日 ～ 平成30年10月15日	8 m <sup>3</sup>
平成30年10月16日 ～ 平成30年12月17日	8 m <sup>3</sup>
平成30年12月18日 ～ 平成31年2月16日	6 m <sup>3</sup>
平成31年2月17日 ～ 平成31年4月17日	12m <sup>3</sup>
平成31年4月18日 ～ 令和元年6月17日	10m <sup>3</sup>
令和元年6月18日 ～ 令和元年8月16日	10m <sup>3</sup>
令和元年8月17日 ～ 令和元年10月16日	8 m <sup>3</sup>

ウ 猪名川町への転出届を出した後も、ほぼ毎朝、産経新聞が届けられています。

(3) つつじが丘の居宅の状況

ア つつじが丘の居宅は2階建ての戸建て住宅で、従前よりA氏ら5名が居住していました。

イ 申立人の宿泊は、毎日というわけではなく、別の家で寝泊りすることもありました。

ウ つつじが丘における水道使用量は次のとおりです。

処理事項	検針年月日	指針 (m <sup>3</sup> )	水道使用量	期間
通常検針	令和元年5月10日	409	(96m <sup>3</sup> )	
通常検針	令和元年7月5日	481	72m <sup>3</sup>	5月10日～7月5日
通常検針	令和元年9月7日	576	95m <sup>3</sup>	7月6日～9月7日

エ 清和台からつつじが丘との距離は約3キロメートルです。また、車での移動距離は10分弱です。

(4) 猪名川台の居宅の状況

ア 猪名川台の居宅は、軽量鉄骨造2階建117.23㎡で4LDKの間取りがあります。申立人は、令和元年8月1日に、令和3年7月31日までの不動産賃貸借契約を締結し、令和元年8月1日に当該物件の鍵の引き渡しを受けています。

イ 猪名川台における水道使用量については次のとおりです。

処理事項	検針年月日	指針 (㎡)	水道使用量	期間
開栓	令和元年8月1日	71	—	
通常検針	令和元年9月9日	71	0㎡ <sup>※</sup>	8月1日～9月9日
検針	令和元年9月24日	83	11㎡	9月10日～9月24日

※ 水道使用量「0㎡」は使用量が1㎡未満であることを示す。

ウ 申立人は関西電力株式会社事務受付センターより令和元年8月1日を使用開始予定年月日とする「電気のご契約内容に関するお知らせ」を受領しています。

エ 申立人は、ガスコンロに用いるプロパンガスの開栓申込みを令和元年9月13日に行っています。

オ 1階洗面所及び風呂場の給湯は灯油を燃料としています。

カ 令和元年11月29日に実施した現地調査では、清和台の居宅から運び込まれたという45ℓの小型冷蔵庫がありますが、洗濯機、テレビ、衣装ケースの類はありませんでした。

キ 清和台から猪名川台との距離は約2.7キロメートルです。また、車での移動距離は10分弱です。

4 当委員会の判断

(1) 争点（申立人は、令和元年9月22日の時点で、引き続き3か月以上猪名川町の区域内に住所を有していたか）

法第10条第1項第5号、第9条第2項によれば、被選挙権を有するためには、当該区域内に住所を有するものであったことが必要であるところ、ここにいう「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当です（最高裁判所昭和29年10月20日大法廷判決、最高裁判所昭和32年9月13日第二小法廷判決、最高裁判所昭和35年3月22日第三小法廷判決、最高裁判所平成9年8月25日第二小法廷判決）。

申立人は、原決定が専ら申立人の起臥寝食をしている場所の認定に終始していると主張しますが、住所を被選挙権の要件としているのは、その人が一般的な社会生活を営む上で最も関係の深い場所における選挙に参加する権利を与える趣旨と解され、法的にみても被選挙権という法的地位に最もふさわしい住所は、上記のとおり生活の本拠であるといわなければなりません。

以上を踏まえ、申立人が令和元年9月22日の時点で、引き続き3か月以上猪名川町の区域内に住所を有していたかを検討します。

(2) 清和台の団地

前記の認定事実、申立人の主張及び申立人への質問を踏まえると、①申立人は、平成24年に清和台の団地を取得し、川西市緑台4丁目（以下「緑台」といいます。）から転居したこと、②当該転居時には、従前の住まいから本などを運び入れたこと、③転居後に冷蔵庫や洗濯機、掃除機、テレビ、タンス、机、電子レンジなどを購入したこと、④インターネット環境も整っていたこと、⑤駐車場も近くに確保していたこと、⑥当該選挙前の1年間では2か月毎の水道使用量として6㎡から12㎡程度であったこと、⑦少なくとも3年ほど前からほとんど毎朝、新聞が届けられていたことが認められます。

したがって、緑台からの転居以後、令和元年5月30日までは、清和台に生活の本拠としての住所を有していたことが認められます。

(3) つつじが丘の居宅

前記の認定事実、申立人の主張及び申立人への質問を踏まえると、①申立人は、本件選挙に出ることを見据えていたこともあり、その仮住まいとしてA氏の居宅を利用することとし、令和元年5月31日につつじが丘の居宅への住民票の異動届出をしたものであること、②猪名川町内の住宅購入交渉がうまくいきそうだったので、短期間の「仮住まい」と考えていたこと、③申立人は、つつじが丘の居宅において、A氏

の家族らと毎日というわけではないが夕食を食べることもあり、つつじが丘の居宅で就寝する場合には、1階のリビング部分で寝ていたこと、④つつじが丘の居宅には申立人の個人スペースはなく、荷物も着替えや取材に用いるものなど400程の鞆に収まる程度のをリビング部分または2階の部屋に置いており（それ以外の物は依然として清和台の団地にありました。）、就寝は借りた布団により行い、洗濯機やトイレ、風呂を借りる程度に過ぎなかったこと、⑤つつじが丘の居宅への転出について運転免許証や銀行口座に記載の住所変更の手続を行っていなかったことが認められます。

また、申立人は、⑥A氏の家族の迷惑を考え、原則として20時以降に帰宅することはなく、逆に早朝5時頃には外出することとしていた一方、⑦ほぼ毎朝新聞が届けられる清和台の団地へはほとんど毎日訪ねており、冷蔵庫や洗濯機などといった家財道具が従前どおり一式そろっており、記事を書くのに深夜に及んだ場合には同宅で寝泊りするほか、風呂やシャワーなども行っていた旨を説明しています。

なお、⑧清和台における水道使用量は、住民票の異動前後に特段の変化は認められません。

以上によると、申立人は、つつじが丘の居宅については、A氏らのリビングの一部で就寝することがあり、また、夕食をとるためだけに利用していたものであり、他に同宅が生活の本拠であったとかがえる事実はありません。同宅は一時的な滞在場所であって、申立人の全生活の中心が清和台の団地からつつじが丘の居宅に移ったとみることはできず、同宅が生活の本拠たる実体を具備しているものとは認められません。そして、この状態が令和元年6月22日を経過するまでの間に変化した事実は見当たらないことから、同年5月30日以前と同様であったと判断できます。

よって、申立人は、つつじが丘の居宅に生活の本拠たる実体を移転したものとはいえず、令和元年9月22日の時点で、引き続き3か月以上猪名川町の区域内に住所を有していなかったことになるため、本件選挙における住所要件を欠いています。

#### (4) 猪名川台の居宅

前記の認定事実を踏まえると、猪名川台の居宅について、令和元年8月1日に鍵の引き渡しを受け、占有を開始していたことが認められます。

しかしながら、占有する物件の存在から同年8月以降、猪名川台の居宅に生活の本拠たる実体があると認められる場合があるとしても、上記(3)のとおり、本件選挙における住所要件を欠く結論を左右するものではありません。

#### (5) 原告の主張について

申立人は、①原決定は、申立人の猪名川町内での取材活動について軽視し、最高裁判所判例のいう「事業活動の面、政治活動の面の住所等を分離して判断すべきものではない」に反している、②申立人の住所が猪名川町内にないとする根拠が不十分であるならば、猪名川町内に住所を有していたと判断すべきである、③A氏の申立書や説明内容には変遷があることから、原決定には証拠の採用に問題があるほか、事実認定に誤りがあると主張します。

##### ア 上記①について

申立人から提出された証拠から、申立人が猪名川町内の各地で取材活動を行っていたことは認められるものの、一方で、清和台の団地にほとんど毎日立ち寄り、また、いながわニュースの記事のほとんどを清和台の団地で書いていたことも認められます。このことから取材活動を含めた事業活動・政治活動の面を考慮しても、清和台の団地に生活の本拠があったという認定は変わりません。

##### イ 上記②について

当裁決においては、申立人の生活の本拠が従来、清和台の団地にあり、提出された証拠等から生活の本拠がつつじが丘の居宅に移ったとみることはできず、なお清和台の団地にあったと認定しました。

##### ウ 上記③について

当裁決においては、A氏が作成したとする申立書の内容については、変遷があり、信用性を欠くことから証拠として採用しません。

本件審査の申立てにおいて提出されたその他の証拠等から、清和台の団地に生活の本拠があったと認定したものです。

#### (6) まとめ

以上のことから、申立人は令和元年9月22日の時点で、引き続き3か月以上猪名川町の区域内に生活の本拠を有しておらず、住所がなかったことから、申立人は、本件選挙における被選挙権を有していなかったものです。

5 以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張には理由がないことから、当委員会は、

法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和2年1月29日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

教示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができます。